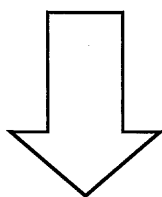


在外被爆者保健医療助成事業のお知らせ

＊ このお知らせは、大韓民国、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー、アメリカ、カナダ、メキシコ以外の国及び地域にお住まいの方々へのものです。

在外被爆者保健医療助成事業につきまして、2012年は、医療費の年間の助成限度額を17万6千円（連続して4日間以上入院した場合は、18万7千円）としておりましたが、2013年（1月～12月）申請分から、年間の助成限度額を次のとおり改定することとしましたので、お知らせします。

- ・ 昨年（2012年）の年間助成限度額
17万6千円（連続して4日間以上入院した場合は、18万7千円）



- ・ 2013年（1月～12月）申請分の年間助成限度額
17万9千円（連続して4日間以上入院した場合は、19万1千円）

なお、2013年分の申請手続の詳細につきましては、
改めてお知らせを送付いたします。

このお知らせについてのお問い合わせ先

(1) 厚生労働省健康局総務課

(General Affairs Division, Health Service Bureau, Ministry of
Health, Labour and Welfare, Japan)

黒木(Kuroki), 島田(Shimada)

電話(telephone) +81-3-5253-1111 (ext.2315, 2318)

ファックス(fax) +81-3-3502-3090

電子メール(e-mail) absengo@mhlw.go.jp

(2) 長崎市原爆被爆対策部調査課

(Investigation Division, Atomic Bomb Survivors Department,
Nagasaki City)

伊藤 (Itou)

電話(telephone) +81-95-829-1147

ファックス(fax) +81-95-829-1148

電子メール(e-mail) chousa@city.nagasaki.lg.jp